

山下部会長

定刻より少し早うございますけれども、もう皆様おそろいでございますので、ただいまより始めさせていただきますと思います。
それでは、事務局よりよろしくお願いします。

泉係長

それでは、ただいまから太平洋広域漁業調整委員会第8回太平洋北部会を開催させていただきます。
本日の部会につきましては、委員数15名のところ12名の御出席を賜っておりますので、部会事務規程第5条の規定に従い、本部会は成立していることを御報告いたします。
それでは、山下部会長、議事進行をお願いいたします。

山下部会長

本日はお忙しい中、委員の皆様を初め来賓の皆様におかれましては、御出席をいただきましてありがとうございます。
また、事務局が前回から仙台の漁業調整事務所に移転しましたけれども、そういうわけで皆様、今回は仙台までお運びいただきましてどうもありがとうございます。
さて、太平洋北部会におきましては、昨年10月19日に第7回の部会が開催されました。前回行われたことでございますけれども、ちょっと復習ということでおさらいしてみますと、太平洋北部会事務規程の一部改正につきまして、事務局より提案、御了承いただきました後、本部会の管轄水域の資源状況について水産総合研究センターの東北区水産研究所八戸支所より説明をいただきました。続きまして、当部会が所管しております太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の実施状況及び候補の魚種というものの検討について、事務局より説明をいただきました。そして、御審議をいただきました。
本日の部会におきましては、その他を除きまして大別して議題は次の二つでございます。
一つ目ですけれども、これは「資源回復計画の検討状況について」ということです。その中に幾つかの項目がございますけれども、最初に日本海・九州西広域漁業調整委員会日本海北部会とともに、本部会の管轄ともなっております「陸奥湾産卵群のマダラ資源の回復計画の作成着手」についてでございます。
続きまして、現在実施中でございます「沖合性カレイ類資源回復計画」について小底の減船の追加を内容といたします計画の変更、一部見直し案、それから前回部会で課題とされましたキチジの小型魚保護措置の今後の検討の方向についてということですが、これらについては、後ほど事務局より説明を受けた上で、御審議をいただくということになっております。
3番目には、太平洋広域漁業調整委員会本委員会の管轄でございますが、「マサバ太平洋系群資源回復計画」について、計画の一部見直し案について事務局より説明をいただきまして審議をしていただきます。
4番目に、当部会内におけるこれまでの「資源回復計画検討状況」について事務局より説明をいただきます。これが大きく言って一つ目です。

そして、二つ目が議題2番目「平成17年度資源回復計画関係予算」について事務局より説明をいただくということになります。

では、議事に入る前に、本日は水産庁より武田管理課長にお越しいただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。では、よろしくをお願いします。

武田管理課長

管理課長の武田でございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

各委員の皆様には、年度末のお忙しい中を御出席いただきまして厚く御礼申し上げます。本部会は、北海道から茨城県まで太平洋の北部海域を管轄しておりますけれども、ただいま部会長の方からお話ございましたけれども、太平洋北部沖合性カレイ類の資源回復計画、それからマサバ太平洋系群の資源回復計画、これらを実施しているところでございます。

マサバにつきましては、皆様も御承知のように昨年末から今年初めにかけてまして臨時休業を実施するなど、漁獲の状況から見ましては資源回復の兆しが見られているところでございますけれども、引き続き着実な取り組みが期待されているところでございます。本日はこれら二つの資源回復計画の実施状況の説明、それから計画の一部見直しに係る審議、さらにはマダラの陸奥湾産卵群につきましては資源回復の計画作成着手について審議いただくなど、非常に内容の濃い審議事項を予定しているところでございます。

さて、これまで広域漁業調整委員会の場でも申し上げてきましたけれども、本年度末をもちまして、魚種別の資源回復計画の作成着手期限としているところでございますけれども、水産庁としてこれまで聞いているところによりますと、実施中の計画、それから作成中の計画、それからこの年度末に向けて作成着手の承認を得ようとしているものを含めると、広域魚種、それから地先魚種、これらを合わせまして50を超える魚種について資源回復の取り組みに着手されると、そういうような状況になっておるところでございます。資源回復計画の取り組みというのはなかなか成果が短期間では出にくいものでございますけれども、地道な取り組みが必要だということでございます。

また、対象資源、いろいろ検討されている中には、科学的に資源の状況等の知見が必ずしも十分とは言えないものもございましてけれども、そういったものも含め、手探りの状況でスタートしたものもございましてけれども、徐々にではありますけれども、地域の中にこうした取り組みが定着していったらほしいと、漁業者の皆様方だけでなく、流通加工業者の方々も含めた、そういった地域ぐるみの取り組みに発展するような、そういった動きも見られているところでございます。

漁業経営を巡っては非常に今厳しい状況がございましてけれども、漁獲量優先の漁業から、収益性を優先する経営への転換を図っていくということが一層大事になってきているのではないかというふうに思っています。そういう中で、資源回復の取り組みを通じまして、いわば先取り競

争を抑制するという事で、需要に即した計画的な生産につなげていくことが可能になるのではないかと。あるいは、若齢小型魚を獲らないということで、漁獲物の高付加価値化が図られ、あるいは努力量の削減で浮いた労力を、産直を初めとする販売促進の取り組みとか、そうした経営の多角化の方につなげていくことができるんじゃないかということで、資源回復計画の取り組みというのは一層重要性が増してくるのではないかとこのように思っています。

水産庁としまして、資源回復の取り組みをこれまで以上に積極的にPRしていきたいというふうに考えておりますので、皆様もよろしくお願いしたいと思います。

最後に、この部会は平成13年10月に広域漁業調整委員会が設立された際、設けられましたが、それから4年が経過して、委員の皆さんの任期満了もこの秋に近づいてきているところでございますけれども、恐らく部会としての開催は今回が最後になるかもしれませんが、改めて委員の皆様これまでの御労苦に対しまして御礼を申し上げたいと思います。あわせて任期は秋まででございますけれども、引き続き地元におきまして漁業者の方々への指導等最後までよろしくお願いしたいと思います。

最後に、本日お集まりの皆様の御健康と今後の御発展、それから本日の審議が活発に行われることを祈念いたしまして、簡単ではございますが挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

山下部会長

どうもありがとうございます。

今回が、皆様とこうして一堂に会してお会いするのはこの任期で最後だということでございますので、是非、今課長さんのご挨拶にあったように、忌憚のない意見、活発にお願いしたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思いますが、まずはお配りしてあります資料の確認の方を事務局の方よりお願いいたします。

泉係長

それでは、お手元にある資料の御確認をお願いいたします。

まず、議事次第、配席表、委員名簿、これらがそれぞれ1枚ずつ、出席者名簿が2枚となっております。そして、議題で扱われる資料ですけれども、マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画について資料1が4枚、太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画新旧対照表資料2-1が2枚、キチジ小型魚保護措置の考え方と題する資料2-2が1枚、そしてマサバ太平洋系群資源回復計画に基づく係船休漁の効果の試算と題する資料3-1が1枚、サバ類資料3-2が5枚ございます。そして、マサバ太平洋系群資源回復計画新旧対照表資料4-1、これが1枚、同じく4-2が1枚です。あと資源回復計画対象魚種候補の検討状況と題する資料5-1が1枚、そして5-2が2枚です。資源管理体制・機能強化総合対策、予算関係の資料ですけれども資料6-1が1枚、そして資料6-2が1枚となっております。

お手元にある資料等で不足がございましたら、お手数ですが事務局ま

で御連絡ください。よろしくお願ひいたします。

山下部会長

続きまして、後日まとめられます本部会の議事録署名人を選出しておく必要がございます。部会事務規程第11条によりまして、部会長から2人以上を指名することとなっておりますので、僭越ではございますが、私の方で指名をさせていただきます。

それでは、今回の部会議事録の署名人として、海区漁業調整委員会の互選委員の方から宮城県の阿部委員、大臣選任の漁業者代表委員の方からは砂山委員、お二方にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入りたいと思ひます。

まずは、次期資源回復計画の検討状況について、マダラ陸奥湾産卵群資源についての回復計画の作成着手について、事務局から説明をお願ひします。

阿部課長補佐

皆さん、こんにちは。水産庁管理課資源管理推進室TAE班の課長補佐をしております阿部でございます。

資料1に基づきまして、マダラ陸奥湾産卵群の資源回復計画についての考え方について説明させていただきたいと思ひます。すみませんが、着席して説明させていただきます。

このマダラ陸奥湾産卵群の資源回復計画につきましては、昨年春に開催された広域漁業調整委員会の太平洋北部会において、きょうも出席されていますけれども、青森県の方から海区の互選委員として出席いただいております澤口委員の方から、陸奥湾のマダラというのはここ数年すごく減っていると、それで漁業者が何としてもこの資源の回復に取り組みたいと。それでその資源の回復については、マダラの回遊等々を考慮すると、北海道まで行ってそれがある程度成長してから産卵に陸奥湾に帰ってくるというふうな生活史を持っているので、これについては北海道の漁業者と協力して資源回復計画に取り組みたいという希望がありますということで話がありました。それ以降、水産庁の方で資源回復計画について取り組めるかどうかについて検討を進めてきました。その結果についてということで取りまとめたものが資料1でございます。

それで、この資料1に準じて説明するんですけども、まず資料1の1枚目、2枚目のところが考え方の資料でございます。3枚目、4枚目につきましては研究者の見解とデータのものを付けておりますので、1枚、2枚目と3枚、4枚目をちらちら見ていただきながら話を進めるのがいいかなと思っておりますので、そういうふうな進め方をさせていただきます。

まず最初に資源水準ですけども、これは低水準、動向としては減少傾向、これは青森県の見解だということですけども、これは陸奥湾に産卵に帰ってくる魚の状況がどうかと、陸奥湾においてどうかということで資源水準としては低水準の減少傾向だということです。これにつきましては、3ページ目の図2のところに、陸奥湾と北海道の渡島、恵山

のマダラ漁獲量という折れ線グラフをつけておるんですが、特にこのグラフを見ていただきますと、1990年あたりに漁獲量のピークがありまして、その後若干減少して、二つの線については右肩上がりで上がっていきっていると。一つの線についてはずっとまた減少傾向を続けていると。この減少傾向を続けているのが陸奥湾の漁獲量だということです。ということで、こういうふうな漁獲の実態から踏まえても、低水準、減少だというふうに青森県の方では考えているということです。

それで、この資源につきましては、卓越年級群の発生というのがこれまでの調査の中で確認されておりまして、最近では2001年級群が卓越年級群として稚魚の量が多かったということは確認されています。それは陸奥湾においての稚魚の量ということで、今後それがまた湾内から成長して移動して索餌をして3年、4年ぐらいして帰ってくるというふうな状況になるんですけれども、そのときの量が大体7倍ぐらいだと。これが予想では、今漁期、この冬に帰ってくるという予定だったということです。

それで、移動回遊のところですが、大体成熟は4歳です。先ほどもちょっと説明しましたが、ふ化後は湾内で稚魚として生活した後、湾外へ移動します。そして、4年後に産卵のために帰ってくると。それで、今までの標識放流なんかの結果では、産卵に帰ってきた魚について標識放流してみると、また産卵に帰ってくるということも報告されていると。だから、1回産卵しに来た魚は、また繰り返し産卵に帰ってくるということですね。あと、その卓越年級群ですが、2004年、昨年冬から今年にかけての冬の時期に帰ってくるという予想がされたんですけれども、漁獲量については低調であったという状況でございます。

2の漁獲状況に入りますけれども、これはグラフを見ながらやらせていただきますと、このマダラにつきましてはかなり大きな変動を示すような種類の魚種でございまして、資料3ページの図2を見ていただくと、75年あたりは500トンを下回る漁獲であったのが、1990年あたりには1500トン、2000トンを超えるような漁獲もあったけれども、今は本当に100トンを切るような漁獲まで減少しているということです。他方、実はこの資料にもつけてあるんですけれども、津軽海峡を挟んで北海道側の漁獲については、1990年の中盤以降、陸奥湾の漁獲量が減少してきている中で、増加傾向を示しているということです。

次の4ページの図3、図4を見ていただきたいんですが、図3は津軽海峡の地図を拡大して載せているんですが、この図の中に四角で囲っているところがあるんですが、これが農林水産省で漁獲成績報告書というものを大臣許可の漁業者に、どこでどういうものを漁獲したかと報告してもらいますけれども、その報告するときに使っている漁区番号というものがありますが、その7773漁区がこの四角で囲っている位置にありまして、このマダラの漁獲量は陸奥湾のマダラの漁獲量と相関関係があるということです。ここでマダラを獲っているのは、青森県八戸を根拠にしている沖底船が獲っているということで、海

峡を挟んだ向こう側の北海道の漁業者の漁獲とは一致しないけれども、海峡の東側の入り口で青森県の沖底が漁獲しているマダラの漁獲量とは一致するというふうな関係があるということです。

資源管理・資源培養の取り組みということで、これまでの資源管理の取り組みで言いますと、陸奥湾におけるマダラの資源管理につきましてはかなり昔から厳格にやられてきておりまして、産卵親魚ということで資源管理を今までもやってきました。また、資源培養の方ですけれども、マダラにつきまして青森県が種苗生産技術開発ということで取り組んでいますけれども、量産化、まだ大量に種苗ができて、大量に放流するというところまでは至っていないと。他方、4ページの資料の図5にあるんですけれども、独立行政法人の水産総合研究センターの能登島栽培漁業センター、これは昔は日裁協とっていたところが統合されて水産総合研究センターになったんですが、その能登島という能登にある栽培センターのところで種苗、同じようにマダラの種苗生産、技術開発を行っておるんですけれども、この図5のグラフを見ていただくと2003年、2004年と70万尾を超える種苗が2年連続して生産されていると。それで、このマダラにつきましては、もうかなり青森県とか北海道とか日裁協が取り組んできて、なかなか量産化といかなかったんですけれども、ここ2年能登島の方で成功してきているということでありますので、こういうふうなものが今後青森県における種苗生産技術開発に技術移転されればというふうに考えております。

また1ページ目に戻りまして、4. 漁業者協議会での検討結果ということに入りますが、その前にマダラについて、研究者は陸奥湾のマダラについてどういう見解を持っているのかというのを先に紹介させていただきたいと思うんですけれども、3ページ目、別紙のところなんですけれども、この研究者というのは独立行政法人の水産総合研究センターでありますとか、青森県、北海道なんかの水産試験場の話だとかを、こちらの管理課の方で、いろいろな意見を統括させていただいてまとめたものでございます。

まず、研究者の見解としては、基礎的な知見がまだ十分とは言えないという中ではあるけれども、今の知見から判断すると、陸奥湾産卵群の資源が減少してきている要因の一つとして、高水温、陸奥湾の水温が高水温化しているということが、産卵に帰ってくる魚が減っている原因の一つではないかというふうに推察されているということです。そういうふうな高水温がかなりきいているのであればということで、2番目の丸に移りますけれども、もしそういうふうなものであれば幾ら陸奥湾外で漁獲努力量の削減をして資源の回復を図ろうとしても、陸奥湾に産卵に帰ってくるための環境が悪いのであれば、保護したものは別の産卵場に行く可能性が高いということからすると、陸奥湾へ帰ってくる魚の量はそれほど期待できないのではないかと。ただし、先ほど1ページ目の方でも説明したとおり、産卵に1回帰ってきたものはまた繰り返し産卵に戻ってくるといふことがある程度試験でわかってきているので、陸奥湾内で産卵に帰ってくる親を大事にすることによって、またそれが繰り返

し産卵に戻ってくるということなので、一定の資源管理効果は期待できるでしょうというふうな話はしておりました。

それで、また先ほども紹介しましたが、種苗生産技術がある程度量産化について、昔は本当にただの夢みたいな感じだったものが、実際にある程度量産化ができるようなところまで進んできたということなので、そういうふうなものを活用するとか、また産卵場をきちんと今のうちに、環境が悪いうちに整備しておいて、次に環境がよくなったときにきちんとそれが資源管理として生かされて、産卵が促進されるようにということで、種苗放流や産卵場の環境改善保護をやっていくというのも、今の時期としては有効な手段なのではないかという話がありました。

そういうふうな研究者の意見を踏まえて、漁業者の意見というのを見てもらいたいんですけども、また1に戻りまして、漁業者協議会での検討結果ということです。まず、北海道側の漁業者、青森県の澤口委員の方から、北海道の漁業者と協力してやりたいという話がありましたので、北海道の漁業者と水産庁の方で話をしてきました。その結果につきましてはこのとおりで、漁獲量は青森の陸奥湾は減っているかもしれないけれども、おれたちの漁獲は減っていませんよと。ということは、違うものを獲っているのではないんですかということを行っています。それで特に具体的な話としては、安定しているとはいつつも、漁場については移動しております。具体的には、水温が低いより深い水深の方に漁場がシフトしてきておりますということがあります。それで、そういうふうな意味からすると、マダラ陸奥湾産卵群というのは、自分たちが獲っていないんじゃないかということを考えているということです。自分たちが保護しても水温が研究者と同じような見解で、水温も低い方にどんどん漁場が移動してきているということからすると、陸奥湾の環境が影響して帰ってこないだけなんじゃないですかということをおっしゃっていただくということで、結論としては、我々の漁獲量削減の取り組みというのが陸奥湾の漁獲の増大には結びつかないでしょうということで、だから、陸奥湾の回復ということで資源回復計画をつくるのであれば、それには参加しませんという結論が得られたということです。これは、タラはえ縄漁業者及び底びきの漁業者が同じ意見でございました。

そういうふうな結果で、北海道の漁業者は研究者の見解のとおり厳しい意見だなということで受けとめて、今度は研究者の方が青森県の沖底の方との漁獲の相関があるので、ここの関係でやっていけばどうですかという提案があったので、それを踏まえて青森県の沖底の方に話をしていきました。青森県の沖底の話では、マダラ陸奥湾産卵群はほとんど漁獲していないと書いてあるんですけども、これは7773区での漁獲が関係しているんじゃないですかと言ったんですけども、7773区というのは今はほとんど獲れなくなっていますと。他方、自分たちの八戸の沖の太平洋側ではかなりの漁獲がありますということで、もし陸奥湾に帰ってくるのが7773区と関係があるというのであれば、それはそうなのかもしれないし、確かに我々も獲ってませんねということでした。それで、青森県の沖底の話としては、陸奥湾の漁業者という

のは、非常にマダラを愛していて大事にしているという気持ちは、いろいろなテレビの報道とかでも見ていると。種苗生産の努力、種苗放流への協力とかしてますよねと。そういう大変さ、御苦労は同じ漁業者としてわかりますよという話があって、もし7773区での漁獲について協力してくれというのであれば、それについては喜んで協力していく方向で検討させてくださいということでした。ただし、その取り組み内容については、十分漁業者間で話し合わせてくれという結論になって、青森の沖底の漁業者からはある程度協力の了解が得られたと。そういう話を持って、最終的に陸奥湾の漁業者のところに話に行きまして、研究者の見解も踏まえて、北海道の漁業者とか青森の沖底とか話をしにいったら、結局北海道の漁業者は、やっぱり研究者の見解どおりの回答で協力できませんということでしたと。他方、青森県の沖底の漁業者は、7773区での保護ということでの協力については惜しみませんということですが、そういう状況でどうしますかということで相談をしたところ、沖底が協力してくれるのであれば、資源回復計画に自分たちと青森県の沖底の取り組みということやっていきたいですということで合意が得られました。

その一方で、高水温の影響だとかいろいろ言われているけれども、知見が足りないのであればもう少し知見の上乗せをしてほしいと。そのための調査の充実というのも十分図ってくれと。それで我々にとってマダラの回復にとって、一番最適な方法を提案してくれというふうなことの話がありました。また、種苗生産技術がある程度できているのであれば、そういうふうなものを青森県として早く技術を習得して放流できるようにしてほしいという話がありました。

そういうふうな漁業者の意見、また研究者の見解なんかを踏まえまして、最終的に水産庁としては、次のような考え方で資源回復計画を進めていくということで考えております。それが2ページ目の下のところで、点線の枠で囲ってあるところですけども、マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画ということで、青森県の陸奥湾で操業する底建網漁業者などが、産卵親魚の保護の取り組みをします。他方、津軽海峡の入り口のところで青森県の沖合底びき網漁業者が、マダラの陸奥湾に帰ってくる部分の保護の取り組みをします。そういうふうな漁業者の組み合わせに、さらに種苗生産技術がある程度量産化が見えているのであれば、そういうふうなものも取り組みと並行して、この三つの組み合わせでやっていきたいということです。それでさらに、付加価値向上だとか、コストの削減みたいなものも、この資源回復計画の中で取り組めればということで、こういうコンセプトの中で進めていければと考えております。以上です。

山下部会長

ありがとうございました。

今の事務局の説明では、青森県の陸奥湾でマダラを漁獲している漁業者と、それから青森県の太平洋側の沖底の漁業者、この2者を対象漁業者として資源回復計画に取り組むという説明でございました。本件について何か御質問ございませんでしょうか。

川崎委員

今、いろいろ御説明をお聞きさせていただきました。今回この会議に出るに当たって、私ども北海道の海区調整委員の中で、渡島・恵山地区、あるいはまた日高・十勝・釧路・根室、それぞれ大変この問題に大きな関心を寄せていまして、来る前に何件か電話が入ってまいりましたけれども、この問題については陸奥湾も大変厳しい状況の中で漁業を強いられていると、これに関しては大変だろうなと思って考えておりますけれども、この問題については青森県独自の問題で、太平洋に関して非常に資源が回復傾向にあるにもかかわらず、今の広域な問題として取り組むという部分に果たして問題がないのかどうなのか。

それといま一つは、北海道漁業者とも話し合いをしたと言いますけれども、恵山の一部地区の漁業者に水産庁が説明をしたというふうに私どもは聞いておりますし、日高あるいは十勝・釧路、この海区の漁業者は、いまだこの問題については全くわからないような状況であると。その中で、この問題が太平洋の大きな海域の問題として資源回復計画に取り組むということになれば、再度北海道漁民に対して詳しい御説明をいただかなければ、私どもとしてもこれに全く賛成であるというふうには言いかねるということですので、ひとつその辺について御見解があればお聞かせ願えればというふうに思いますけれども。

山下部会長

では、事務局の方からお願いします。

阿部課長補佐

今ほどの川崎委員への回答なんですけれども、まずこの資源の取り扱いを広域ということとやるということにつきましては、広域資源として取り扱うか地先資源として取り扱うかについては、その資源の分布の範囲がどうですかというところで取り扱いが決まってくるので、これは資源回復計画を作成するときのルールでそうやって決まっています。この中で陸奥湾で育った稚魚が、今までの別紙の3ページ目の図1なんかを見ていただきますと、標識放流をした結果、北海道の海域へ移動するということがわかっておるということからすると、成長するために育っている環境は当然北海道の海域まで行くということからすると、広域であるという判断をさせていただいています。

しかしながら、実際の資源回復計画の取り組みということを考えてときに、先ほど研究者の見解でもありましたとおり、北海道の漁業者が今取り組むような状況にはない、取り組んだとしても資源の回復には寄与しないだろうということの判断がありますので、現時点においては青森県の漁業者が取り組むことで資源の回復の絵がかけるということで、青森県の陸奥湾の漁業者と青森県の沖底の漁業者が取り組めば、それで十分であると。北海道の漁業者については、今の知見からすると取り組む必要はないということとありますので、そういう枠組みでやらせていただいている。対象漁業者としては広域資源だけれども、青森県の漁業者でちょうどうまくセットがされたというだけであって、資源自身は広域なので広域の扱いだということと、北海道の漁業者にいろいろなところ

に説明に行っていないのではないかとこのところにつきましては、やはり研究者の見解から踏まえても、広く分布するマダラについて広く協力してもらいましょうというのは、実態的に北海道の漁獲というふうなものを見ると考えられないと。やはりポイントとしては、回帰群ですね。特に青森県に帰ってくる分がどうか、帰ってくる途中のものがどうかという判断を下すのが適当だろうという中で、そういう中でも北海道の漁業者との協力によって資源を回復することはないだろうということで、そういう整理をさせていただいたということです。

川崎委員

逐一ただいまの御説明で私も理解できるところがあるんですけども、先ほどそちらの方で説明がありましたように、北海道漁業はこの資源回復計画によって、将来漁獲努力の削減という部分を大きくとらえて、そういう意味では確かに今一部地区において資源が枯渇状態にあると。あるいはまた一時から見れば、資源がふえている地域もあると。そういう部分に対して広域魚種であるがゆえに、広域としてとらえた漁獲資源回復計画というものをつくるのであれば、その計画をその地域地域で私は説明し、理解を得られた中でやる必要があるのではないかとこのように思うんですね。その辺はいかがでしょうか。

阿部課長補佐

おっしゃるとおりで、もし将来的に資源回復計画への取り組みを行ってもらわなければいけない漁業者さんなのであれば、それについては当然説明が必要だと思っておりますけれども、今の科学者の見解から言うと必要ないということですので、その見解が変わらない限りは北海道の漁業者に取り組んでいただく必要はないと思っておりますので、そこは御理解いただきたいと思います。

川崎委員

そこが私ども漁業者と役所の違いなんです。我々は将来に向かってその部分を非常に危惧している。それであれば、将来に向かってのこういう方向でいきますよという担保があれば、私ども北海道の漁業者も納得できると思うんですね。今の現段階において陸奥湾の水温が上がっているから、それはその部分が大きな影響を及ぼしているのではないかと。だから、その辺を今後どういうふうにして詰めていくのが大事なことであって、資源がいい方向へ向かっている北海道なんかには、その削減計画というのは今の段階では全く盛り込む必要はない。だから、説明する必要がないんだというふうに私はお聞きするんですね。私は全く違うと思いますよ。

そうであっても、その広域の海域の中で資源回復計画を練るのであれば、将来にわたってこういう方向でやるんだという漁民を、やはり理解させることが私は必要なのではないかとこのように思うんですけども。真っ向から反対して申しわけありませんけれども。

山下部会長

今ちょっと話の中で、まず北海道の近隣の漁業者の方に説得を先にしてから、ここに持ってくるべきだったか。それともここで何らかの話し

合いをしてから、それからこういうことが決まったというふうに戻すのかと。そこでやり方の違いが、話がうまくかみ合わない原因になっているかなと思うんですけども、この件に関していろいろと御意見あるかと思いますが、今の問題に関してはほかの委員さん、何か御意見ございませんでしょうか。では、澤口委員、お願いします。

澤口委員

川崎委員の心配していることはわかります。私も漁業者の一人といたしまして。ただ、今の説明の中で、研究者の方も漁業者の方も、北海道の漁業者にしろ、いずれも漁業者でございますけれども、その方々の御意見を聞いた結果、北海道の漁業者も今の計画の中には入らなくてもよろしいでしょうと。入りませんよというような見解が出たと。青森県だけでまずやってみましょうというようなことで進めてまいりたいということでございますので、そういったことで御理解をいただければと私は思っております。本来であれば、全体でやっていただければと思っておりますけれども、それは研究者の方々の御意見もお聞きしますと、やはりそういった陸奥湾の水温とかいろいろな観点から判断すると、それは無理な話だというようなことは私もある程度の理解を得ましたので、今の説明で何とかできるんじゃないかなというような思いでございます。だから、その辺を御理解いただけないものなのかと。

漁業者の立場から言えば、それは広域というこの字句から言うと、全部入るといえるようなのは、川崎委員の心配するところじゃないかと私もそう思っておりますけれども、その辺を御理解いただけないものかと思っておりますが、ひとつよろしく願います。

山下部会長

ありがとうございます。管理課長も、では、どうぞ。

武田管理課長

川崎委員の御心配されている部分というのは理解できる面もございます。ただ、現状、研究者の判断、それから地元青森県の考え方で、当面は今言ったように、北海道の漁業者の漁獲努力の削減を伴わない形で進めていけるということで整理ができていますところでございますが、広域魚種というところの考え方のところも含めて、関係漁業者の方に無用の誤解がないように、その辺については今後も説明できる機会があればきちんとやっていきたいというふうに思います。

さらに言えば、これは若干言い過ぎている部分があるかもしれませんが、資源の動向は今、農林漁区7773区との相関関係だけとなっておりますけれども、今後の資源動向はどうなるかわからない面もあります。将来的に全く御協力をいただかないでできるかというところの担保はないわけですね。そういう部分もあるわけですから、当面は今の計画を、考えている基本的な方向で進めていくということでございましょうけれども、将来そういうケースがないわけではないので、そういう意味からいっても、北海道の漁業者の方にも今回の取り組みについて御理解をいただくという努力は必要ではないかというふうに思っております。

川崎委員

大変陸奥湾中心に青森の皆さん方が窮状を訴えているというのは、私も漁業者の一人として大変理解をしておりますし、また澤口さんが先ほど言いましたように、北海道にもそこは理解をしてもらって、広域魚種であるというところで前へ進めさせていただきたいという、それも全く私としては理解できないわけではないんです。

ただ、今お話をずっと聞いていると、いわゆる陸奥湾を中心とした青森県の調査の中で、まずは取り進められても、広域魚種だと言われますが、海域については青森県だけの問題ではないかと私は思うんですね。その進めによって広域にこれらの調査が必要となるときにおいて、この部会で再度話し合いをして、広域魚種としてそういった全体の北太平洋の全体の取り組みをしていかなければならないという方向で、私はいいのではないのかなと。現状青森県だけの調査だけなんですよ、これは。それを広域魚種であるがゆえに、水産庁として広域でやるというところになれば、将来的に私どもが心配しているところが全くゼロかといえば、北海道の漁民として全くゼロでないというところに不安視される部分があるものですから、それによって今回何件か私の方にも電話が来てましたので、その辺をしっかりと皆さん方に言ってくれという話でしたから、あえて何回もくどいようですけれども、発言させていただいております。

山下部会長

広域の話で私もちょっと発言させていただきたいんですが、ここ太平洋北部会ではマサバのことをやっていますよね。そして、太平洋南部会の委員の方がマサバは自分たちにも関係があるんだけど、何で入れないんだというような話がやっぱり前にございました。今だと流れとしては反対の話ですけれども、とりあえずはまずは北で頑張っ、それから南に行こうとか、そういうような分け方というのは、広域の中の南と北でもやっています。また、南部会では、三河湾の資源回復計画がござい、あれもほとんど愛知県の漁業者しか関係がなくて、三重県も多少関係あるのかもしれないですけれども、それでもやっぱり広域の中で扱ったという前例がござい。今回も、たまたま青森県だけだからといって、広域に入れるべきでないとかいうことは、前例から言うとそんなに当たらないかなというふうに思います。

それから、北海道の目と鼻の先で漁業をしておられる方がおられて、一体対岸ではどんな話し合いがされるんだというのは、やはり気になられるところだと思うので、事務局の方にはぜひお願いしたいのは、これからこの決議がどうなるにせよ、必ず関係漁業のところに御足労いただいて、ちょっとその話し合いの結果などについても説明をしていただければと思います。もちろん川崎委員が持ち帰って説明されるのも、それだけで足りるといえば足りるんですけれども、やっぱり水産庁の方からもちょっと行っていただければ、何でしたら私も任期中でしたら行って構いませんので、そうやってちょっと説明をさせていただきたいと。

恵山の一部というふうにおっしゃったので、それも一部でよくなければ全員の方に何回かに分けて御説明というのも、もちろんあるべきだし、

あっていいと思うんですけれども、どうですかね。これはちょっと会長権限ではない、一委員としての意見ですけれども。

阿部課長補佐

今いろいろ意見をいただきまして、どうもありがとうございます。

確かに北海道の漁業者さんが十分これについてまだ理解しているわけではないと、そういうふうな中で青森県の漁業者だけとはいえ、広域資源なのであれば、もう少し情報提供していくべきだったというところについては、この資源回復計画の取り組み自身は、確かに水産庁の方としては、青森県の漁業者だけの取り組みで、この資源回復計画の資源回復という部分で言えば成り立つというふうな判断があったので、そこで関係漁業者と、やりますという漁業者がセットでできているので、確かにそれ以外の漁業者の方に回らなかったことについては反省し、時間を見て回らせていただきたいと思います。と思っています。

それと、北海道の恵山の漁業者の方に行ったときには、かなり説明に行くこと自身が、何かやらされるのではないかというふうな懸念を持たれていた部分があったので、逆に行くことが何かやらされるということ、逆にあいさつがわりに来てるんだと、今はやらなくてもやってくれよというあいさつがわりに来てるんだととられても困ると、すみません、勝手に思った部分もありまして、確かに行かなかった部分はあります。

それで、今回の場合については、先ほど澤口委員の方からの発言がありましたとおり、もう青森の漁業者は青森だけでやるというふうになっています。そういうふうな中で、十分本当に減ってきているのがどうなのかということは他方で調査してやっていきたいという話でございますので、そのところにつきましては青森県の漁業者が取り組むということで、説明には必要なところについては水産庁が後日また伺うということで、御理解いただきたいんですけれども。

山下部会長

ほかの委員の方も御意見を。澁川委員

澁川委員

南部会を私代表しておりますもので、川崎委員ときょうは私初めてかと思うんですけれども、どうぞよろしく申し上げます。

これは私の経験からお話し申し上げるんですが、このグラフを見せていただく限りですね、確かに別物ではないかというふうに見える節はありますね。傾向が全く別ですから。ただ、そういう意味からすると、研究者の見解も含めて、別な扱いでしんどいところはしんどいのに対応する方法を考えたらどうかという発想で出たとは思いますが、全く別物であるかどうかという話からすると、もう1点恐らく北海道の皆さん、今がいいんだから、余計な負荷をかけるという話について、やっぱり先行き不安だという思いがあるのではないかとと思われるところですよ。だとすれば、水産庁から話もありましたけれども、まず別物であるというところの部分の理解をしてもらわなければいけないところはあるんでしょうね、基本的には。そこは恵山だけで接触したというのは、いかなる意味か私もよくわかりませんが、一応北海道では接触し

たつもりだというのも水産庁の見解ですから、もしそこに若干の手続的な落ちがあったとすれば、それは何らかの形で補わなければいけないという話でしょうが、とりあえず悪いところにてできる手だてのことをやっていこうではないかという、その熱意はやっぱり買ってあげなければいけないのではないかということはあると思います。ただ、先に向かって御心配される点はまた別な話だということの整理を、今まで話してきた北海道の漁業者への接触の若干のなさ、その説明と、先に向かっては別なんだという話を、やっぱりある程度理解を求めることは必要ではないんですか。そこをおっしゃってるんじゃないかと思うんです。

と申しますのは、ちょっと長くなりますけれども、私、実はこのお話が話題になるということで、私の今の全国豊かな海づくり推進協会というのは、もとの日本栽培漁業協会なんです。40年の歴史を持っておりまして、その40年の歴史の中で実は私の手元にあります、後ほど川崎委員にも差し上げますけれども、青森県の佐井村で、これは脇野沢と一緒になんですけれども、平成7年なんです。ほぼ10年前に種苗の放流をした事実があるんです。それで、そのときに私も当時を思い起こすんですけれども、このときのレベルは、先ほどの水産庁の説明ではやっと種苗放流ができる歴史の始まりだったということなんです。それでそこで幾つかの事実が出て、もうこのときはすぐにでも相当程度の種苗が放せるのではないかという意気込みであったんですが、残念ながらその後10年経過してやっと、日本栽培漁業協会の能登島事業所が能登半島にあるんですが、そこが一定の種苗量産が出ているという事実を体得したという歴史的な事実が重なりましてね、その辺も重ねて、できるところ、中心となるところには具体的な手を打っていかうと。それもどの系群かという話は、系群管理は別にするんです。今のところこの分はさほど明確にはなっていないようですが、しかしいずれにしても、この部分は違う性格のものであるということを前提に扱っていかうではないかということで、今やることは特に直ちに何しなさいという話は別な話です。そこは川崎委員も御理解いただけたと思いますので、今考えられる技術やら、考え方を総動員して取り組んでいかうというところにおいて、私はやっぱりちゃんとこの土俵で扱っていただければというふうに思いますけれども。ちょっと長くなりましたけれども。特に、種苗の放流で、私論文を見ておったもんですから、たまたまそれが10年前です、もう気がつけば。

山下部会長

はい、どうぞ。

川崎委員

決して私は北海道だけがこのマダラを漁獲できればいいなんて思っていませんし、また陸奥湾がこれほどまでに落ち込んでしまった、その回復が一日も早くなされるように漁民の一人として願っていますし、そういう意味では先ほど水産庁の方の方からあったように、情報を提供するとかえって余計な心配をするのではないか、これはまさに私は逆だと思っていますね。情報を開示していただくことによって、我々漁民も

安心して将来に向かっていけるという部分の方が多いと思うんです。ですから、今回何で北海道の漁民がこんなに心配するかというと、確かに将来的に何かの形でもって規制が来、削減されるのではないのかというのが第1点と、今まさに北海道として問題がないと。もし青森県だけの問題であれば、その青森県の中で検討をしていただいて、なおかつそれが広域的に問題があるとすれば、そのときに広域の問題として取り上げるべきでないのかというのが、実は北海道の意見だったんです。

したがって、長々とお話をさせてもらってまことに時間をとって申しわけないんですが、決して北海道だけが魚を獲ればよいというふうに思っておりませんので、ひとつ御理解だけはいただきたいというふうに思います。以上です。すみません。

山下部会長

それでは、このマダラの件でございますが、ほかに御意見などはいかがでしょうか。今、澁川委員からも出ましたように、今回の取り組みというのは、この2ページのコンセプトに書かれているように、資源培養といいますが、種苗放流を試みようというような新しい試みが入っておりますので、この点についても御審議と御検討をいただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

それでは、当部会としまして、マダラ陸奥湾産卵群について資源回復計画の作成に着手するということでは了承をよろしいでしょうか。

委員各位

異議なし

山下部会長

それでは、当部会としては資源回復計画の作成に着手することで了承します。水産庁と青森県におかれましては、関係漁業者等と検討を進めてください。また、北海道の関係漁業者のところに対しても十分な説明を行ってください。

それでは、続きまして、議題の2番目、太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画について、計画の一部変更と前の部会で課題とされましたキチジ小型魚保護措置について、今後の検討方向も含めて事務局から説明をお願いいたします。

武智資源管理
計画官

仙台漁調の資源管理計画官の武智と申します。

太平洋沖合性カレイの資源回復計画の変更案、これはムシガレイとキアンコウを対象として、茨城県の小底船が14トンなんですけれども、2隻減船、これに伴いまして計画の変更を一部提案させていただきます。座って説明させていただきます。

資料2-1ですけれども、変更箇所は資源回復計画の中の1ページ目の3番目、資源回復の目標というところで、7行目ですけれども、古いものでは「保護区を設定することから取り組むこととするが、」というところを「こと等から、」ということに変更させていただきました。

それから、8行目の「今後も」という言葉がなかったんですけれども、これを入れさせていただきました。

それから、次に、ヤナギムシガレイ・キアンコウを対象に、小底船について減船するという事で、その項目のところを変更させていただきました。前のところは、ヤナギムシガレイの2行目のところ、「親魚量がある程度維持するとともに、減船を実施し、対象資源への漁獲圧を低減することにより減少傾向をくい止め資源水準を維持することを目標とする」ということで変更させていただきます。

また、「これらの措置は」、前では「設定する保護区では」となっていたんですけども、減船が加わりましたので「これらの措置は」ということになりまして、「ヤナギムシガレイ・キアンコウのほかマダラ、カレイ類等も漁獲されており、これら魚種に対する資源増大効果もあわせて期待できる」というふうに変更させていただきます。

次に、4番目ですけども、「資源回復のために講じる措置と実施期間」、ここは大幅に前の文言を削減させていただきまして簡単にいたしまして、「次表のとおり漁獲努力量削減措置を講じることとする」。次表というのは、2枚目の一番上にございまして、新しい方で、ヤナギムシガレイ・キアンコウという項目がございますけれども、保護区設定のほかに下の方で「減船2隻」、関係漁業種類は「小型機船底曳き網漁業（茨城県）」で、実施年は「平成17年度」ということで、ここはつけ加えさせていただきます。

次に、その下「さらに資源状態を踏まえつつ、必要があれば」ということで、そのあとは古い文面を使わせていただきました。

2枚目ですけども、6番目の「資源回復のために講じられる措置に対する支援策」というところで、減船が加わりましたので、「減船については、資源回復等推進支援事業（再編整備事業（資源回復型））を活用する」ということで、これをつけ加えさせていただきます。

あとはそういう案なんですけれども。

続けて説明いたします。次に、資料2-2をごらんください。これは1枚紙なんですけれども、題目として「太平洋におけるキチジ小型魚保護措置の考え方」ということでございます。これまでの経緯なんですけれども、昨秋の本部会におきまして、水産総合研究センター東北区水産研究所八戸支所及び茨城県海区委互選委員より、対象資源の一つであるキチジにつきまして、資源水準はまだ低い水準にあるんですけども、近年、加入状況が良くなりまして、この加入状況というのは、3歳から成熟するんですけども、2歳魚の資源量を3歳以上の親の量で割った量ですけども、これが最近どんどんよくなってきた。1999年ぐらいからよくなっておりまして、どんどん小型魚がふえているという状況でございます。ということから、小型魚の保護方策について検討すべきとの意見が出されまして、今後こちらの方でも検討をすることとされたところでございます。

部会後も事務局の方でどのような保護策が現実的かつ有効か検討するため、八戸支所とか関係する各県の水試等の協力を得まして、キチジ小型魚に関して、分布水深とか単価、それから底曳き網の、キチジと一緒にとられる混獲魚、これのサイズ組成とか体型、混獲量など、科学的な

知見を体系的に収集することに努めたわけですけれども、今のところ混獲魚の分布等について周年にわたる資料がございません。また、実際私どもは現場に出て操業しているわけがございませんので、実際にどのような方策が最良か、まだ判断をつけかねております。今後は沖合底びき網、それから小底機船底びき網、各漁業者協議会におきまして、漁業者の皆さんと今後協議検討してまいりたいと考えております。

また、現在、岩手県沖で2艘曳きの沖合底びき網漁船を傭船しまして、キチジ保護、キチジを逃すための漁具改良調査というものを実施しております。この結果についても参考にして検討協議してまいりたいと考えております。

それで、保護措置の実施時期なんですけれども、これにつきましては関係漁業者の皆様と協議しながら取り決めたいと考えております。

それから、また漁具改良等が必要な場合にはお金が必要で、資源回復等推進支援事業による支援が必要な場合には、予算確保の関係から少なくとも平成18年度以降に実施時期というふうに考えております。以上です。

山下部会長

ありがとうございました。

今、キチジのことと、それからその前に減船の話と二つあったんですけれども、資料2-1に基づきます沖合性カレイ類の減船につきましては、茨城県の小底の漁業者がヤナギムシガレイ・キアンコウの保護を目的として、2隻の減船を行うと。そのために資料2-1では、新旧対照表となっておりまして、この減船を盛り込むということのために、新しく回復計画をこのように書き直したいというような、そういう御説明でございました。書き直すということに加えて、減船についても御審議をいただきたいと思っております。

それから、もう一つは、キチジでございますが、これは今すぐに何か新しくということでもなさそうで、今、改良漁具で調査をしているので、それについてその様子を見てみよう。それ以外にどうも今のところ打つ手はないというようなお話だったと思っております。

ただいまの御説明について何か質問なり御意見なりございませんでしょうか。鈴木委員。

鈴木委員

今の説明の中で減船の話が出ていまして、お話にありましたように、15トン未満船でございますが、茨城県の波崎というところの小底船が2隻減船することになりました。これはもちろん資源回復も含めてでございますが、いろいろ慎重に検討した結果、茨城県の方でこういうような結論を出したもので、どうぞ御承認のほどをよろしくお願い申し上げます。

山下部会長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

廣山課長補佐

ちょっといいですか。

事務局からなんですが、すみません、実は今2 - 2の一番最後のところに、私、水産経営課でここに触れられています資源回復等推進支援事業というのを担当しておる者なので、説明というかお話をさせていただきたいんですが、ここに支援が必要になったら予算確保の関係から18年度以降と書いてございますけれども、実は我々の方では回復計画がどのような計画ができるかに応じて、財務省に予算を要求して政府原案に入れてもらうという作業をしています。ですから、途中で変なものと言うとおかしいんですけども、新しいものが出てきますと、予算のやりくりで非常に苦労はするんですが、逆に言いますと効果の高い、やった方がいいものであればどうにかやりくりをしてでも用意をいたしますので、予算の確保が難しいので先送りにしますというような考え方でいっていただく必要はありません。必要な措置に対しては必要な支援を行うというのが国の基本的な考えですので、今から調整をしながら具体的に何をするか、何ができるかというのを検討する段階なので、こういう書きぶりになってしまうのかもしれないですけども、早く検討が終わって、じゃすぐやろうということになったら、いつでも言ってきていただければ国の予算は少なくともありますし、県にもそういう形でもよろしくお願いをしたいというふうに我々も思っていますので、そういう意識で皆さん、浜なんかとお話する際にはしていただければいいかというふうに思いますので、よろしくお願います。

山下部会長

ありがとうございました。

確かに予算がつかないから来年に回そうという、また来年打つ手がないから予算はつかないという堂々めぐりになるのはそのとおりですので、何かこういうことができるのではないかという具体的な案があったら、今でも、それからまた今後でしたら事務局の方に、ぜひ御一報いただきたいと思えます。

それでは、資源回復計画案、ただいま御説明あったとおりですが、この一部見直し案について了承してよろしゅうございますでしょうか。

委員各位

異議なし

山下部会長

それでは、資源回復計画の一部見直し案について了承いたします。

水産庁におかれましては、速やかに措置が講じられる手続の方をお願いいたします。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員

ただいまは御承認いただきましてまことにありがとうございました。それにつけ加えて一言お願いを申し上げたいと思えます。

今の14トン幾つ、15トン未満船の減船は茨城県で27艘分の2艘ということでございます。ただし、沖底船、要するに15トン以上のお話になりますと、現在茨城県で操業している沖底船は3隻になってし

まいりました。75トンを主体に3隻ですね。かつては50隻、それから100隻という時代も茨城県ではありました。それで、現状を見ると、これは2年ぐらい前の資料ですから数字ちょっと1艘2艘は違っているかもしれませんが、茨城県の沖合で操業できる沖底船というのは、漁権の関係上あるいは入会の関係上、宮城県が33隻、それから福島県が53隻、それから茨城と千葉はずっと少なくなりまして、そのときは茨城県5隻だったんですが、現在では3隻。千葉県は7隻となっております。

それでこれは漁権上あるいは制度上どうこうということではできない問題ではございますが、茨城県としてはこういうふうには減船を進めておりますし、それから、沖合に禁漁区も御存じのように設定したりしております。それは将来においての資源回復と、また底びき船、それから小底船も含めて、またかつてのようにできれば回復したいというふうを考えております。

ですからお願いとしましては、茨城県の船がいなくなってしまったからその分どんどん入ってきて、制度上はそれはもちろん防ぐことはできないんですが、お願いとしてなるべく今までやっていたような現状の操業でもらいたいと。だんだんいなくなったらどんどんその分入っていくというふうな考えは、できればしないでいただきたいということをお願いしたいと思います。

山下部会長

ありがとうございます。今のお話はお願いということなんですが、そのようなことを合意のもとで進めるのが広域漁業調整委員会の役割ではないかと思えます。制度的にどんなふうに行うことができるかというのはまた今後の問題かと思えますけれども、今の御意見を記録して、今後検討したいと思えます。

それでは、一つ目の議題の三つ目でございますが、議題3の「マサバ太平洋系群資源回復計画について」に移りたいと思えます。この計画につきましては、後日開催されます太平洋南部会でも審議が必要とされる事項でございます。

まず初めに、前回の部会以降、漁獲努力量削減措置の実施状況について事務局より説明をお願いいたします。

阿部課長補佐

それでは、マダラに引き続きまして私の方からマサバの太平洋系群資源回復計画の話について説明させていただきます。

資料3-1をごらんください。こういうふうな資料につきましては、昨年10月の広域漁業調整委員会の際に休漁の実績と休漁の効果ということを出すということで資料を出させていただきました。それに10月以降のデータをつけ加えたものでございます。

それでこれを見ていただいて、まず1の休漁実績のところで見ますと、10月以降の部分が加わってきているということでございます。2の休漁日前後の漁獲量から試算した休漁の資源推定量ということでございますけれども、これも第11回の定時休漁日以降の分が加わってきております。

今回につきましては、前回の委員会から今回の部会までの間につきましては、休漁の方法には二種類あるというふうに言っていたと思うんですけども、一つは、必ずこの日には休みましょうというのを事前に決めた日に休むという方法の「定時休漁」という考え方と、サバ類の漁獲がある一定量を超えた場合、そのときにはその大きな資源を、魚群を保護するためにその翌日休みましょうという「臨時休漁」という考え方をやると言っていたんですが、平成15年11月にスタートして、この臨時休漁というものは今までずっとやってこなかったんですけども、昨年末からことし年始にかけて、かなり資源評価上、今年の年級群の加入量は例年に比べていいんじゃないかというふうな資源評価の予測はなされていましたが、そういうふうなのがきちっと裏づけられるような形で、一昨年の年末とかには別にそういうふうなことはなかったんですが、去年の年末については、確かに明らかに当歳魚と思われるような大きな魚群が入ってきたと。それで漁獲量で1日当たり3,000トンを超すような漁獲があったということで、臨時休漁を計3回発動しております。

それで、資源保護推定量ということでAとBという考え方に基づいて出させていただいているんですが、この定時休漁、第11回から14回、臨時休漁、1回から3回ということでありまして、資源保護推定量につきましては、これまで第1回の定時休漁から第10回までの定時休漁よりも、漁獲量から判断した資源保護推定量についてはかなり効果があったというふうに判断できると思います。

それにつきましては、年間でどれぐらいの保護をしたかという見方をしていきます。年間というのは、サバの漁期に合わせて7月から6月という漁期で見ていきますので、そのトータルでどれぐらいの保護ができたかということで判断していきたいと思っておりますので、今回につきましては途中報告ということで、こういう漁獲、休漁の実施であったということを御理解いただきたいと思っております。

それで資料3-2なんですけれども、実は前回の委員会のときにはこれ1枚しかつけなかったら、ある委員さんからこれじゃあよくわからないと。例えばどこの漁場でどれ位獲れたのかだとか、そういうふうな状況がもう少しわからないと、この休漁効果というのはわかりにくいという意見がございまして、そういうことで資料3-2というのを今回新しく付けさせていただきました。これはサバ類ということで、マサバ、ゴマサバが1日単位どれぐらい獲れたかということと、その次、そのときにサバの操業に出た船団数は幾らか、何船団かということと、どこで獲れたのかということについて主な漁場を載せるようにしております。

これで見えていただきますと、10月から11月とずっとあって、12月のクリスマスにドカッと水揚げがきまして、またその翌日もきたと。これはもう臨時休漁だということで、北部太平洋まき網に所属する船でその海域で操業しているまき網船が、そのときは22隻だったと思うんですけども、それが一斉に臨時休漁したと。そのような状況がこの27日の臨時休漁、1枚めくっていただきまして、1月8日の臨時休漁、

1月31日の臨時休漁ということで、3回実施しております。

かなり年末から年始にかけてサバの漁獲がよかったということですが、2月に入って漁獲がかなり落ちついてきたような状況にはあるんですけども、業界団体の方に聞くと、今、太平洋北部の方でこの2月あたりなんかはサバとカタクチイワシの二つの資源の大きな漁場ができていると。それで、要は漁業者さんはどちらかを獲ると。だから、どちらかに集中して獲りに行く状況ではなくて、大きな資源が二つできていると、それでサバの当歳魚、カタクチイワシというのは小型の魚でありますので、単価的にもそれほど大差がないということで、うまくバランスよく漁業者さんの方でバランスをとっていただいて、サバに過剰な圧力をかけないようにカタクチイワシも獲りながらということで進めてきたということで、バランスがとれてこういうふうな漁獲になっているんですという報告を受けておりますので、そういう意味では、数値に出ない部分もかなりサバの資源管理という意味では、一時期、1990年代にサバに対してもう一斉にサバに行ったような状況というのを業界の方も判断して、うまく分散して漁獲をしていただいているというふうなことで、これ1年たって17年度の資源評価のときには、そういうふうな目に見えない、数字にあらわれていない部分の資源のとり残し効果というものも、当然ながら結果としてあらわれてくるのではないかと考えている次第でございます。

資料3-1、資料3-2に基づきまして休漁の実績の説明については以上です。

続きまして、資料4-1を見てください。マサバ太平洋系群資源回復計画の新旧対照表とあるんですけども、資源回復計画の内容を一部見直したいということでございます。

見直す内容につきましては、漁獲努力量削減措置の部分ではありませんで、資源回復計画にはマサバに関連したいろんな条項を盛り込むことができるようになっていまして、その8というところ、その他ということで、漁獲努力量削減以外の部分での条項として新たな項目として、水産庁の方で漁船漁業構造改革推進会議というのをずっと開いてきていて、将来の漁船漁業をどう取り組んでいくかというのを有識者に集まっただけで検討してきたと。そういうふうな中で、太平洋北部のまき網については、今の船団操業の形から、新たな操業の形としてミニ船団化というものがいいんじゃないかという提言がその漁船漁業構造改革会議の中で出されまして、その部分についてそういうふうな会議の意見を踏まえて、マサバということでは、今メインになっていただいているのは大中型まき網の漁業者さんですので、そういうふうなミニ船団化については、漁獲圧を今以上に高めないという効果はあるということですし、漁獲量自身もある程度抑えられるというふうな効果もあると聞いていますので、これを盛り込みたいということで入れさせていただきたいということで提案させていただきたいということです。

資料の4-2の方で具体的なミニ船団化の説明の資料をつけておりますが、これにつきましては、担当の者が別途来ておりますので説明をか

わかります。

富田課長補佐

水産庁沿岸沖合課の富田でございます。指定漁業第1班ということで、まき網とサンマといか釣りについて担当しております。よろしく願いいたします

今、阿部の方からお話しありましたとおり、漁船漁業構造改革推進会議において、去年の3月31日に中間取りまとめを行いまして、大中型まき網については、従来の運搬船2隻もしくは3隻、網船1隻、探索船2隻といういわゆる5～6隻体制から、運搬能力を持った網船と運搬船の2隻体制にすることによって、漁獲努力量及び経費等の削減を図っていかうという方向が打ち出されました。

それを受けて、水産庁として試験操業の取り扱い方針等を定めまして、ここに委員として出席していらっしゃる福島委員の方から実際に船を建造し、試験操業を行うということになっております。他に石田丸漁業も建造中でございます。八十八惣寶、新聞記事も同じ資料の中に入っているかと思えますけれども（「入ってない」の声あり）すみません、入っていないみたいです。申し訳ございません。これについては今度の日曜日竣工されるという運びになっております。

操業形態を基本的にどのように変えるかと言いますと、今の135トン型の操業形態は漁獲物を運搬船が往復して運搬し、網船は沖で操業を続けるというような操業形態になっております。ミニ船団におきましては網船に運搬機能をつけるということで、運搬船以外にも網船もやはり港に頻繁に戻ってくるということが必要になりますので、それによって漁獲努力量、操業の機会そのものが減少するというのがまず1点です。

次に新しい船ということで、船の乗組員の居住区に関しても居住区の拡大とか個室化を図り、乗組員に対しても非常に配慮をするということも中に盛り込んでおります。

最後に、そうは言っても、船が大きくなるんだから漁獲努力量を削減するといっても、網を大きくすれば漁獲努力量は大きくなるじゃないかという不安もあると思います。それに関しては、網置き場の面積や魚倉容積について水産庁で基準を定めております。

また、漁獲量に関しての比較ですが、旧開発センターが北勝丸で行っていたデータと従来の135トン型の船団との比較を行ったところ、70%程度の漁獲努力量になります。サバにつきまして試算したところでは、大体6割程度の漁獲になると試算されております。

そういうことでマサバの資源回復にも今後このような取組がまき網で進んでいけば寄与するのではないかということで、今回、この資源回復計画の中にこの計画を進めていくということで入れさせていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

山下部会長

どうもありがとうございました。

今ほどお二方の方から、一つはマサバのちょっと改善された資料といひますか、日報形式で臨時休漁をこういうときにやったんだというよう

なことが書かれた資料を提供していただきまして、それから、資源回復計画の一部見直し案についても、ミニ船団化の話とともに説明をしていただきました。

ただいまの説明につきまして何か御質問、御意見などございませんでしょうか。川崎委員。

川崎委員

ちょっと聞かせていただきたいんですが、ミニ船団なんですけれども、船の大型化による居住環境の改善とありますよね。これはこのまき網船だけに限ってなんですか。それとも他の魚種にもこういった方法をとるといえるのでしょうか。

富田課長補佐

今回の3月に出した中間取りまとめにおいては、まき網以外に底びき等においても漁船像の提案はされております。ただ、実際に漁業者が船を建造しているのは、まき網のが初めてだというふうに理解していただきたい。

川崎委員

これ確かに130トン、150トンの大型船もそうなんですけれども、日本は許可そのものが船のトン数制度になっている。今言うように、居住区が、そのトン数制度を一つ上回った形の中で物のとらえ方の船を造っていただけるといえるか、船を造ることができるということになると、画期的に変わるんですよ、安全面で。これは大型ばかりではなくて50トン未満の小型船にも言えることなんです。この居住区を一つ作ることによって、環境の問題あるいは船員の衛生管理の問題、それから安全の問題。ですから、これひとつ幅広く広めていただきたいなど。

サンマの方でもたしかこの問題、提起されているんですね。ただ、今言われるように新造船でなければだめなんだということであれば、なかなか新造船は造れないんですけれども、造るときにそれに合わせたような船を造っていけるということになると思うんですね。したがって、底びきとかまき網とか大型船ばかりではなくて、ひとつ小型船にも適用できるようなシステムを考えていただきたいと思います。

廣山課長補佐

すみません、私が答えるのが適切かどうか非常に難しい問題になるんですけれども、御存じのとおり今いろいろと、これはまき網もそうなんですけれども、実は乾舷の問題とか、あと復原性の問題ということが、これは国土交通省の方でもいろいろ検討されています。そういう面からも非常に今のあれが、要は水産庁の許可制度のほかからも、実は安全性、問題提起されている部分がございますので、恐らく今後、先ほど言った構造改革推進会議の中でいろいろと今言われたようなことがテーマとして上がってきて、その中で議論していった結論を出していきたいというふうな形になるかと思っておりますので、その中で漁業者の意見、あとは浜の意見ということで、そこら辺は私の方からまた担当の方にもお伝えするようにしたいと考えております。

山下部会長

ほかにはいかがでございますでしょうか。澤口委員。

澤口委員

ただいま川崎委員の方から申し上げられましたように、安全面とか衛生面、すべての上で非常にいいことだと思います。ただ、船が大きくなることによりまして、我々沿岸漁業に対しましての漁獲圧というようなことが今以上にかかるようなことがあれば、非常に我々小さい漁業者にとりまして非常に心配されている、懸念される要因。その辺はどう考えておりますか。

富田課長補佐

まき網船、このミニ船団化のものにおきましては、先ほどちょっと説明したとおり網置き場の大きさとか魚倉容積の制限等もしておりますので、そちらの方で漁獲圧が今より大きくなならない、むしろ削減するという方向で考えております。

それから沿岸漁業との問題、これはもうまさに漁業調整の問題でございます。安全性を確保しつつ漁獲圧力を上げない方法として、例えば魚倉容積を抑えるだとか漁具規模を抑えるだとか、そういう面での検討を今後していく必要があるのではないかと考えております。

澤口委員

今のところ2船団ですか、こういったところでやっておりますけれども、今後このような事業がどんどん進められていく際に、そういったところも十分検討していただいて、我々沿岸も入れた話し合いの中でやっていただかなければ、事業がどんどん進んでいった中で、事業が終わってしまった後で我々に物を持ちかけられても困るんですよ、我々沿岸としてはね。いいことはいいんだけど、やはり我々のことも考えていただかなければ、せっかくいい事業をやっていただいても一方では困るようなことをされたのでは困るから、その辺を十分役所の方でも考えていただきたい。

山下部会長

はい、どうぞ。

廣山課長補佐

何か混乱しているみたいなので加えて説明させていただきます。

今言われた話というのは、実はもう二、三年前に漁船漁業構造改革推進会議というものを立ち上げる時点で議論になったものでございます。そういったものも含めて漁船漁業の今後のあり方ということで、沿岸、沖合、すべての漁業、漁船漁業についてどのような形で構造改革を推進し、今言われたように安全だとかそういったものにも配慮した船を造っていくのかということを経済的に研究しましょうと、いろいろ議論しましょうということで始まったのが漁船漁業構造改革推進会議でございます。

そういう意味で、御懸念のような話についても当初から議論になりまして、昨年の中間取りまとめの中でも、漁獲努力量をどういう形で計っていくのか、船の大きさなのかそれ以外のものなのか、それを抑えるとしてどういう形で抑えるのか、抑える必要がそもそもないのか、そうい

ったものすべて含めて幅広い参加者のもとで議論をさせていただいております。

先ほど私、説明の中で言いましたように、沿岸の漁船についても当然構造改革が必要な部分があります。そういう意味で、そういうことについても意見をいただきたいということで、沿岸の代表というわけではないでしょうけれども、全国漁業協同組合連合会の方にも参加していただいている意見を述べていただき、場合によっては浜にもおろしていただきたいという形で進めてきていますので、今後このような新しい船型を最終的に出していくに当たっては、そういう場がありますとか、その下で、その下というか、具体的な浜へ話しに行くということも含めて、関係する人に了解を得ながらやっていこうということもその場で話されていますので、御心配の向きはあるかと思えますけれども、その辺について我々が忘れていいかげんにやっているわけではありませんので、よろしく御理解の上、必要であればいつでも説明に行くと思いますので、担当は水産庁の企画課というところが事務局になっておりますので、言っていただければどんどん行きますので、そういう形で対応させていただけると思います。

澤口委員

私の言っているのはそういうことじゃないんですよ。135トン型と今の新しい船と同じ海で操業した場合どうなるのかと。その辺を心配しているわけなんですよ。トン数が大きくなるでしょう。その船と同じ操業ができますか。その辺のすみ分けとかなんとかということを考えていますか。

廣山課長補佐

はい。

澤口委員

考えてますか。

廣山課長補佐

はい。

澤口委員

じゃあそれを教えてください。

廣山課長補佐

すみません。個別の話については個別のところで行っていただいておりますので、そういうものも含めて了解が得られたものだけが漁船漁業構造改革推進会議で提言としてまとめられています。御存じないのであれば、説明をする必要がなかったというふうにどこかの段階で判断されたのではないかというふうに思います。(「これ全漁連入ってる」の声あり)全漁連入っています。全漁連以外にも、沿岸の方はもう一方たしか入っています。富山の漁協の漁連の組合長だったかと思えます。

山下部会長

きょうの……

福島委員

当事者として意見述べたいんですが。マイク貸してください。

私、福島ですけれども、今度のミニ船団を建造した者ですけれども、今の澤口委員の大型の船がというようなことなんですが、資料4-2を見ていただくとわかるように、従来船団というのは、5隻体制となっていますが4~5隻が一般的なんですけれども、4~5隻のうち今建造した300トンぐらいの船というのは、実は2隻運搬船として所有しているんですね。船の大きさだけからいきますとね。それから、135トンの網船。探索船は100トンぐらいと。大体この4隻。場合によっては、さっき言ったようにもう1隻の附属運搬船とか探索船。北部では使っていませんけれども、そういう形態でやっているんです。

ですから、船の大きさ、規模だけからいきますと、今度の網船は300トンが1隻で運搬船が1隻ですから、むしろ隻数が減って、船の大きさだけから比べると同じものしかないというように御理解していただきたいと思うわけなんです。もう一つは、しからば、これが1月から12月までの間、皆さんの心配される沿岸でびったり張りついて操業するのということになりますと、これはまた全然話が違ひまして、ほとんど沿岸でサバとかカタクチイワシとかというものを、当社の場合です、漁獲することを実はあまり目的としておりません。ですから、従来のように沿岸で操業の頻度が高まるということは、この場ではっきり「ない」ということを申し上げておきます。

これはカツオ・マグロを沖合で操業することを目的で造った船ですから、当然そういうふうな設備内容になっております。漁業をよく知っておられる方は精通しているかもしれませんが、サバ・イワシを目的と、主とする船と、遠くでカツオとかマグロ類を漁獲する船の装備内容は、まるっきりとは申しませんが違います。ですから、それをやるためにはそれなりの設備のちょっとしたアライがえをしなければなりません。網はもちろん違いますけれども、受ける方の設備も違います。私は別に、だから沿岸で全然商売をしないで皆さんに迷惑かけませんよということを行っているんじゃないかと、その頻度が従来の135トン型の船と比べるとほとんど少なくなりますよと。ですから、皆さんに外圧をかけるようなことは私はないのではないかなと、このように考えております。

山下部会長

ありがとうございました。

もうすぐ竣工されるということで、操業が始まるとまたいろいろな取材などもあって、それから、恐らく公式にも報告がいろいろ為されるのではないかと思います。コスト削減の方が主だというふうに私も聞いております。漁獲量を増やすというよりは、操業コストを削減しようというのが主だというふうにも聞いておりますので、またいろいろな折にそういうデータなどを見せていただきたいと思っております。

それでは、この漁船漁業構造改革会議の答申に基づいて大中型まき網漁業者がミニ船団化を推進することとされたことから、これに対応した回復計画の一部見直しについて説明がありましたけれども、この説明でよろしゅうございますでしょうか。

委員各位

異議なし

山下部会長

それでは、この資源回復計画の一部見直し案につきまして当部会として了承します。水産庁におかれましては、太平洋南部会での審議の内容も踏まえまして、適切な資源回復措置が図られるようお願いをいたします。

また、事務局におかれましては、本部会では了承した「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」及び「マサバ太平洋系群資源回復計画」の一部変更について、必要となる事務処理を進めてくださるようお願いいたします。

なお、これに伴います部分的な修正とか文言の訂正とかが生じる場合がございますが、これは事務局に一任するという事で御了承いただきたいと思っております。

それでは続きまして、その他魚種の資源回復計画候補魚種や都道府県が作成する地先資源の資源回復計画の検討状況等について事務局より説明をお願いしたいと思います。

武智資源管理
計画官

では、仙台漁調の方から説明させていただきます。

まず、「太平洋北部海域における資源回復計画対象魚種候補の検討状況」です。資料5-1の方ですけれども、この海域につきましてはマダラとそれから沿岸性カレイ類が2種ございましたけれども、沿岸性カレイ類につきましては、このカレイ類というのは、地先程度の範囲をそれぞれの生活単位とする。生まれてから、そして大きくなって産卵して、それから死ぬ、そういうふうな生活サイクル、そういうふうな生活単位とする複数の小個体群に分かれて存在するという性格が強いということがございます。

また、各地先個体群を刺し網漁業者とか小型機船底びき網漁業など地元漁業者のほか、ほかの地域の漁業者も利用している場合がございます。宮城県沖では、マコガレイに関して利害の異なる県内漁業者間の調整が3年越しで最近ようやく軌道に乗り始めているという段階でございます。これに他県漁業者が加わって広域としてこれから検討するという事はちょっと今のところ無理でございますので、今回は広域種としてできなかったということで、また今後検討させていただきたいと考えております。

それから、県単独魚種ですけれども、これは北海道から茨城県までございまして、北海道のマツカワというのがございますけれども、現在、海区調整委員会で計画策定承認済みが1魚種。これはマツカワですけれども、これは計画が3月10日に公表されております。それから着手承認済みが2魚種、それから着手承認予定が3魚種、協議中が5魚種ございます。

それから、次期の漁業種類を対象とした包括計画では、協議中が3種類の状況でございます。

これが太平洋における候補種の検討状況でございます。

それから資料5 - 2、これは全国の検討状況の進捗状況と今後の見通しなんですけれども、これは平成17年2月末現在の結果でございます。

広域資源といたしましては、国が資源回復計画として作成するものなんですけれども、計画実施中の魚種が合計で全国で20魚種、8計画。それから、現在まで計画策定に着手した魚種が7魚種で、7魚種とありますけれども、いろいろな種類を加えますと計27種類でございます。それから、平成17年3月末まで委員会で審議が予想されるものについてですけれども、7魚種。これは代表ですから、代表が7魚種で、ほかの含んでいるもの、各計画の中でももう少し種類がありますので含んでいるものを加えると計34魚種でございます。

それから、地先資源、これは都道府県が資源回復計画を作成するものなんですけれども、現在までの状況ですけれども、計画実施中の魚種が2魚種、2計画。それから計画策定に着手した魚種が6魚種対象で、全体として8魚種。それから、平成16年度候補魚種、これは3月末までに委員会で審議が予想されるものを書いたものなんですけれども、25魚種。代表種ですから、これらに含むものを加えますと全体では計33魚種。

それで全体で総計しますと、計画実施中の魚種が22魚種、それから計画策定に着手した魚種が13魚種、対象になったものをもう少し詳しくいいますと35魚種。それから平成16年度候補魚種が、全体で言いますと計67魚種、以上の状況でございます。以上です。

山下部会長

ありがとうございました。

これまで4年間、太平洋北部会でもいろいろともめたりしながら進んできたわけですけれども、沿岸性カレイ類については困難ということですね。それから、マツカワについては北海道の方で行われるというお話ですね。それから、全体を見渡すと計67魚種という、ほかの委員会も含めると非常に大きな数になったのもひとえに委員の皆様のおかげかと思えます。

ただいまの説明については何か質問、御意見等はございませんでしょうか。

それでは、最後の議題ですけれども、議題2の「平成17年度資源回復計画関係予算について」に移りたいと思います。水産庁より説明をお願いいたします。

阿部課長補佐

それでは、資料6 - 1をごらんください。これは資源管理に係る事業を1枚の紙にまとめたものでございまして、それで、この中にはいろいろな資源管理に必要な海洋調査のメニューですとか、TAC管理に係るいろいろな経費ですとか、そういうふうなもろもろを含んでおりますけれども、特にこれまでこの委員会においては資源回復計画の御議論をさせていただいているということで資源回復計画の内容について特に詳しく説明させていただきますと、この資源管理体制・機能強化総合対策、これは事業名ですけれども、この中の事業内容の が資源回復計画に関係する部分でございます。

水産庁の方ではこれまで、今年度、16年度末までに魚種別の資源回復計画の魚種は決めますとかいろいろ言っていたんですけども、そういうふうなものがこの16年度で、まず魚種別の資源回復計画については、どの魚種について取り組むかというのはここで一区切りと。それで次のステップということで、水産庁としては、魚種別で今まで取り組んでくるとやはり漁業種類によっては、定置網などだと特定の魚種に着目してやるとなると、いろいろな魚種をとっていると。それで、別に選んでとっているわけじゃないと。今の漁業形態からすると入ってきたものを選んで水揚げしているという状況ですので、なかなかそういうふうなものは特定の資源には取り組みにくいということもありまして、そういうふうないろんな魚種をまとめてドカッととるような漁業種類ですね。定置とか底びきとか、ほかの漁業でもそういうふうなものがあれば、そういうふうなものを新たに資源回復計画というふうな枠組みの中で包括的な資源回復計画ということで、平成17年、18年あたりまで検討を進めるための予算を組んでおります。

また、資源回復計画でどんどん実施していくと、計画どおりいけば資源が回復して漁獲量も当然増えてくると。増えてくると、漁業者にとっては痛い悩みとして、その分魚価が安くなって、結局量は増えたけれども収入としては減ってしまったみたいなことがあっては、せっかく資源回復に取り組んでも、やはりその先、今後ますます資源の回復に取り組んでいこうという意欲がわいてきませんので、これについては、少量の漁獲でやはりうまいこと漁業が成り立っていくようにするための、魚価の向上のための取り組みだとか、経費の削減のための取り組みみたいなものを資源回復計画で進めていくということに対して新たな調査ができるように予算を盛り込んだところでございます。

このような予算につきましては、都道府県に対して交付金という形で国から行きまして、そういうふうな中で、今まで魚種別で資源回復計画に取り組まれてきたように検討を進めていただく体制になっているということです。

それで6-2なんですけれども、包括的資源回復計画ということで、今説明しましたけれども、その内容を今までのものと対比した資料をつけております。左側が魚種別で右側が包括的な資源回復計画ですけども、対象としては、先ほど言ったとおり多種類の魚種をとる漁業種類ということに対して対象とすると。目標としましては、今まではある魚種ということで着目するので、その資源量をどれぐらい増やしましょうというふうな目標を立ててきたわけですけども、包括的にまとめてドカッと獲るわけですから、その一つ一つの資源評価をしてどれぐらい増えますと計算していくのは、論理的にはあり得ても、実態、そんなことがやっていけるかということであれば難しいと。今回の場合はそういうふうな目標設定ではなくて、例えば目合いを定置で、魚獲り部の目合いを拡大して魚を逃がしましょうというのであれば、その効果が漁獲に結びついてくるので、漁獲の中の小型魚。市場で上がってくる銘柄が一番下の銘柄の部分がどれぐらい減りましたかとか、そういうふうなので

もいいと思うんですけれども、小型魚の漁獲比率を実際どれぐらい削減しましょうみたいな目標を立てればいいのではないかと考えています。

また、質の向上とコストの改善に取り組むということについては、どこまで質を上げるのかとか、どこまでコストを下げるのか、そういうふうなものも目標として掲げることでもいいんじゃないかと。ただ、これ自身は資源回復とは直接関係しないので、サブ的な取り組みの目標として立てればいいのではないですかということ考えております。

それで作成主体ですけれども、今までどおり、広域で取り組むものは国、県単位で取り組むものは都道府県ということ考えておまして、手続としても、また広域のものについては広域漁業調整委員会、こういう場を使ってまた検討を進めていかせていただきたいと思いますと思っております。

作成期限ですけれども、先ほども説明しましたが、17・18の2カ年ぐらいでこの部分を整備していきたいと考えております。

削減措置の内容ですけれども、これにつきましては今までとほぼ同様の内容のものができると。なおかつ、できるものに対しては、今まで国と都道府県と漁業者が3分の1ずつ負担するという支援事業の枠組みを確立していましたが、その枠組みを引き続き包括的な資源回復計画でも活用していくことを考えております。これについても、17年度の支援事業の予算の中で包括的な部分についても予算を獲得しておりますので、速やかに決定できれば17年度から支援の対応は可能であるということです。

あと、公的担保がつくというのが資源回復計画の特徴なんですけれども、TAC、TAEに限らず、公的なこの資源回復計画として公的な担保として最適なものというのを、国またはこの広域漁業調整委員会の中で相談しながら決めていきたいと思っております。説明は以上です。

山下部会長

ありがとうございます。

ただいまの説明でございますが、何か質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。次回からは包括的資源回復計画ということになるということです。

以上で本日の議題は終了いたしました。ほかに本日の部会で取り上げるべき事項等ございましたらどうぞ何なりとおっしゃってください。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御意見もないようですので、最後に次回の開催日程について確認をしておきたいと思えます。事務局の方から説明をお願いいたします。

佐藤所長

次回の開催について説明したいと思います。委員の任期は4年になっておまして、本日出席の委員の皆様につきましては、海区委員の選挙もあり途中で交代されたという方もいらっしゃると思えます。ただ、委員の任期、9月になっておりますので、これまでの部会の開催からしま

すと、本委員会と同じく10月ごろというふうになるかと思えます。そのため、次回部会開催時には新たな顔ぶれで開催することになると。委員さん、また再度新たな方になられるかと思われま。また、同じ方になられる方もいらっしゃるかとは思いますが、そういうことで、委員の皆様には4年間と、途中で交代された方もございますが、大変ありがとうございました。本部会の開催は今のところ9月まで予定されておられません。ただ、任期が今年の9月までということですので、引き続き関係者への指導方またよろしくお願ひしたいと思ひます。

こういう状況ですので、次回の部会につきましては、開催日時その他につきまして改めて事務局の方から連絡させていただきたいと思ひますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

山下部会長

わかりました。それでは、きょうお集まりの委員さんとしてはこれが最後の部会となるということでございます。次回の部会は、10月ごろに新メンバーでということになるようです。

皆さん、本当に長い間、4年間御苦労さまでした。ここでお目にかかるだけではなく、その間に漁業者協議会等でいろいろとお骨折りをいただいたことを本当にありがたく思っております。

これをもちまして本日の部会を閉会したいと思ひます。

委員の各位、御臨席の皆様におかれましては、時間が2時間を過ぎてしまいましたけれども、貴重な御意見等ありがとうございました。

なお、議事録署名人の阿部委員と砂山委員ですが、後日事務局より送付されますので、署名の方よろしくお願ひいたします。

では、これをもちまして第8回太平洋北部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

以上は審議内容と相違ないことを認め、署名押印する。

部 会 長

議事録署名人

議事録署名人